

高知県立交通安全こどもセンター  
指定管理者募集要項

令和元年 8 月

高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課

# 高知県立交通安全こどもセンター指定管理者募集要項

高知県立交通安全こどもセンター（以下「交通安全こどもセンター」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に実施するため、地方自治法（昭和22法律第67号）第244条の2第3項及び高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例（昭和45年高知県条例第1号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者の候補者を募集します。

## 第1 施設の概要

### 1 施設の名称等

#### (1) 名称

交通安全こどもセンター

#### (2) 所在地

高知市比島町4丁目8番地

#### (3) 敷地面積

13,300㎡

#### (4) 主な施設

交通教室及び事務所、教材格納庫、プラットホーム、身体障害者用トイレ、駐車場、自転車置場、横断歩道橋、信号機、遊具（ブランコ、ジャングルジム、プレイヒル、すべり台、スプリング遊具）、砂場、ベンチ、機関車、ゲートボール場、ゴーカート

### 2 設置目的

子どもたちが、楽しみながら交通に関する知識や交通ルールを身につけることができるよう、交通安全こどもセンターを設置しています。

### 3 指定管理者の行う業務

指定管理者は、次に掲げる業務を行います。その業務の詳細は「高知県立交通安全こどもセンター管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めます。

- (1) 条例第7条に規定する利用の許可等、第8条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (2) 条例第10条に規定する利用料金の収受、第12条に規定する利用料金の減免、第13条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 交通安全こどもセンターの施設等の維持管理に関する業務
- (4) 交通安全指導の実施に関する業務
- (5) 交通安全こどもセンターの設置の目的を達成するための事業の企画及び運営に関する業務

#### 4 指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間で予定しています。この期間は、議会の議決を経て正式に指定期間となります。

なお、県は、指定管理者による管理を継続することが適当でないとするときは、指定を取り消すことがあります。

#### 5 業務に必要な経費等

- (1) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの交通安全こどもセンターの管理代行料については、これまでの維持管理の実績及びゴーカートの利用状況から想定して、下記の参考金額を算定しています。この金額の範囲内で管理代行料を提案してください。

##### 参考金額

令和2年度	7,913,000円	(消費税及び地方消費税を含む)
令和3年度	8,096,000円	(消費税及び地方消費税を含む)
令和4年度	8,096,000円	(消費税及び地方消費税を含む)
令和5年度	8,096,000円	(消費税及び地方消費税を含む)
令和6年度	8,096,000円	(消費税及び地方消費税を含む)
合計	40,297,000円	(消費税及び地方消費税を含む)

- (2) ゴーカート利用料金収入、太陽光発電に係る収入及び自動販売機の運営に係る収入(以下「利用料金収入等」という。)は、指定管理者の収入となります。
- (3) 業務にかかる経費は、管理代行料及び利用料金収入等をもって充てます。
- (4) 各年度ごとの管理代行料の額や支払方法は、県と指定管理者が協議のうえ、予算の範囲内で協定により定めることとします。
- (5) 管理代行料と利用料金収入等の合計の額から実際の代行業務の実施に要した費用の額を控除した額(以下「剰余金」という。)については、指定管理者がこれを利用することができるものとします。ただし、その剰余金の額が管理代行料又は利用料金収入等の額、代行業務の実施状況に照らして過大であると認められる場合には、県と指定管理者との協議により、県に納付すべき額又はその他の用途に充てるべき額を定めることができるものとします。

## 第2 指定管理者の募集

### 1 応募資格

- (1) 応募者は、指定期間中、安全かつ円滑に交通安全こどもセンターを管理運営できる能力を有する、次のいずれかに該当する法人その他の団体とし、個人での応募は受け付けません。
- ア 高知県内に主たる事業所(本社または本店等)を置く者

イ 複数の事業者によるグループでの応募の場合は、次のいずれかとする。

(ア) 県内事業者によるもの

(イ) 県内事業者と県外事業者(高知県内に事業所、事務所等(以下「事務所等」という。)を置く者に限る。なお応募時点において事業所等を置いていない場合は、指定管理を開始する時点までに事業所等を置く者に限る。)によるもの

(2) 団体又はその代表者等が、次の各号に該当しないこと。また、協定締結までの期間に該当することになった場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 団体の役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる者

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 破産法に基づく破産手続開始の申し立てをしている者

カ 高知県から指名停止を受けているもの又は指名停止となる措置要件に該当している者

コ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っている者

ク 法人事業税、法人県民税、消費税等を完納していない者

ケ 健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金を完納していない者

コ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当する者

ク 役員に県議会議員、知事、副知事、委員会委員等が就任している者(委員会委員等にあつては、その職務が交通安全こどもセンターの管理運営に関するものに限る。)

## 2 提出書類

次に掲げる書類を各9部(正本1部、副本8部)提出してください。

(1) 指定管理者指定申請書(別記第1号様式)

\* 高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第12条別記第9号様式に同じ

(2) 交通安全こどもセンター指定管理者事業計画書(別記第2号様式)

(3) 交通安全こどもセンター管理代行料提案書(収支予算書)(別記第3号様式)

(4) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(5) 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し

(6) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度と前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他団体の経営状況を明らかにする書類

(7) 欠格事項等に該当しない旨の誓約書（別記第4号様式）

(8) その他申請者に関する書類

設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要が分かるもの

(9) サービス改善提案事業（別記第5号様式）（任意）

サービス改善提案とは、管理業務の範囲内において、利用者サービスの向上を図るための事業を応募者が任意で提案するものです。提案が任意であるため、サービス改善事業提案は、指定管理者の選定にかかる審査の対象外とし、審査委員会において決定した候補者から当該事業の提案があった場合に審査委員会において適否が決定されます。

審査委員会において、当該事業が適当と認められた場合は、上限額(5年間で50万円)の範囲で所定の費用を指定管理代行料に上乗せします。

### 3 募集期間及び申請書の提出先等

(1) 募集期間

令和元年8月30日（金）から令和元年10月28日（月）まで（土日、祝日は除く。）の間で、受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 申請書の提出先

高知県文化生活スポーツ部県民生活・男女共同参画課(県庁本庁舎5階)

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

(3) 申請書の提出方法

郵送又は持参してください。（ただし、郵送の場合、書留郵便により令和元年10月28日（月）午後5時15分までに必着のこと。）

### 4 説明会

募集に関する説明会は行いません。

### 5 質問及び回答

(1) 質問のある場合は、質問書（別記第6号様式）により次のとおり受け付けます。

ア 期間 令和元年8月30日（金）から令和元年10月21日（月）まで

イ 方法 質問書（第5号様式）に記入のうえ、郵送、持参、電子メール又はファクシミリで第2の3に記載した申請書の提出先に提出してください。

なお、ファクシミリによる場合は、届いているかどうかの確認を電話により必ず行ってください。

電子メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp

FAX 088-823-9879 電話 088-823-9319

(2) 回答は、県民生活・男女共同参画課ホームページに順次掲載し、令和元年10月24日（木）までにすべての回答を掲載します。

アドレス <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/>

## 第3 指定管理者の選定

## 1 選定方法

指定管理者の選定にあたっては、「交通安全こどもセンター指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を設置します。

選定委員会において提出書類および申請者のプレゼンテーションにより審査を実施し、指定管理者の候補者の選定を行い、議会の議決を経て指定します。

なお、候補者として適当と認められる応募者がいない場合は、公募によらず指定管理者を選定し、又は県直営とする場合があります。

審査においては、別紙1の「交通安全こどもセンター指定管理者の審査基準」を基に評価項目と配点により評価します。

## 2 申請に要する経費の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

## 3 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- (1) 募集期間、申請書の提出先及び提出方法が守られなかったとき
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 本県の関係者に対する不当な接触等が認められたとき
- (6) その他審査に当たって不相当と認められるもの

## 4 選考結果のお知らせ

申請者全員に、令和元年11月中旬（予定）に文書でお知らせします。

## 5 指定管理者の決定

指定管理者は、令和元年高知県議会12月定例会における議決を経て決定される予定です。

## 6 その他

- (1) 提出された書類はお返しいたしません。
- (2) 提出された書類は、高知県情報公開条例（平成2年3月26日条例第1号）に基づき開示する場合があります。

## 第4 協定の締結

指定管理者の指定の後に、指定期間における基本的なことを定めた「基本協定」及び年度ごとに締結する「年度協定」を締結します。

## 1 基本協定に定める事項

- (1) 指定期間
- (2) 業務に関する基本的事項
- (3) 管理代行料に関する基本的事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 施設の修繕、備品の管理等に関する基本的事項
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 個人情報の保護に関する事項
- (7) 情報公開に関する事項
- (8) その他

## 2 年度協定に定める事項

- (1) 当該年度の管理代行料に関する事項
- (2) その他

## 3 管理に関する責任分担

基本協定の締結にあたり、県が想定する主な責任分担の方針は、別紙2「責任及びリスク分担表」のとおりとします。

これらの事項は、帰責事由の所在が不明確になりやすい項目について、その基本的な考え方を示したものです。

### <添付資料・様式>

- (1) 指定管理者指定申請書（別記第1号様式）
- (2) 交通安全こどもセンター指定管理者事業計画書（別記第2号様式）
- (3) 交通安全こどもセンターの管理代行料提案書（収支予算書）（別記第3号様式）
- (4) 誓約書（別記第4号様式）
- (5) サービス改善提案事業書（別記第5号様式）
- (6) 質問書（別記第6号様式）
- (7) 高知県立交通安全こどもセンター管理運営業務仕様書
- (8) 高知県立交通安全こどもセンター現況調書





## 別紙 1

## 交通安全こどもセンター指定管理者の審査基準

No.	評価項目	評価の視点	配点
1	業務遂行能力に関すること		25
1	計画全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営方針が施設の設置目的や県の方針に一致しているか</li> <li>・関係法令を遵守する計画となっているか</li> <li>・収支計画の実現可能性は十分か</li> <li>・申請者の財務状況は良好か</li> </ul>	5
2	運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した運営が可能な体制及び人員配置であるか</li> <li>・運営に必要又は望ましい専門性を有する職員等が適切に配置されているか</li> <li>・管理責任者に適切な人材が確保されているか</li> <li>・職員の指導育成、研修体制は十分か</li> <li>・利用者からの苦情等に対する対応策は適当か</li> </ul>	10
3	団体の事業実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種施設の運営や同様の事業を実施し、申請者が事業の実績とノウハウを有しているか</li> </ul>	5
4	行政・地域団体等との協働実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他団体と連携・協力した事業の実施をしているか</li> </ul>	5
2	事業計画に関すること		50
1	交通安全指導の実施手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全指導は、児童から中学生までを対象とした指導内容か</li> <li>・指導の効果が十分に期待できる内容か</li> <li>・交通安全教室は積極的に開催する手法をとっているか</li> </ul>	10
2	ゴーカートの運営方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴーカートの指導方法は適正か</li> <li>・ゴーカートの点検、整備等の安全確認は十分か</li> <li>・利用者に対しての説明、近隣への配慮はできているか</li> </ul>	10
3	施設等の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の維持管理方法は十分であるか</li> <li>・効率性が配慮され、経費削減の工夫が見られる内容か</li> <li>・管理責任体制は適当か</li> </ul>	10
4	安全管理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故の防止策をはじめ、危機管理対策は十分か</li> <li>・個人情報の保護や情報公開について、十分な配慮がなされているか</li> <li>・地震等の災害発生時の連絡体制は適当か</li> </ul>	10
5	施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設紹介やイベントの広報については十分か</li> <li>・利用者の意見を反映する仕組みとなっているか</li> <li>・ゴーカートの利用促進策は有効な提案か</li> <li>・イベントは、事業効果が見込まれるか</li> </ul>	10
3	経費		
1	管理代行料提案額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定期間5年間の管理代行料の金額</li> </ul>	25

## 別紙2

## 責任及びリスク分担表

項目	内容等	負担者	
		県	指定管理者
物価等の変動	人件費、物品費、光熱費等の変動に伴う経費の増加		○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増加		○
税制度の変更	一般的な税制変更(消費税を除く。)		○
	消費税の変更	○	
法令の改正	施設の設置基準、管理基準等の変更により、施設、設備等の改修又は整備が必要なもの	○	
	施設の管理業務一般に関するもの		○
施設の利用許可等	施設の利用許可、利用許可の取消し等		○
	甲の指定する施設の目的外使用許可	○	
	施設の利用許可、利用許可の取消等に対する不服申立て	○	
施設、設備の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	1件につき10万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以上のもの	○	
	1件につき10万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)未満のもの		○
	施設の新設又は増改築	○	
	その他特別な事情があると認められるとき	協議により定める	
貸与物品の修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	1件につき10万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)以上のもの	○	
	1件につき10万円(消費税額及び地方消費税額を含む。)未満のもの		○
	その他特別な事情があると認められるとき	協議により定める	
周辺地域、住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調に関するもの		○
	施設の管理運営に対する利用者又は地域住民からの要望、苦情等への対応に関するもの		○
	その他	○	
セキュリティ	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等による情報漏洩、犯罪等の発生		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	その他	○	
保険への加入	火災保険への加入	○	
	施設賠償責任保険への加入		○
	自賠償保険への加入		○
不可抗力	不可抗力に伴う管理業務の履行不能、施設等の損害復旧等	協議により定める	
事業終了時の費用	指定期間が終了した場合又は指定を取り消された場合における指定管理者の撤収費用		○